

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(環境省)

事業名	住宅エコポイント		担当部局庁	地球環境局	作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	地球温暖化対策課	課長 室石 泰弘	
会計区分	一般会計		施策名	1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-		関係する計画、通知等	「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(東日本大震災復興構想会議) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(東日本大震災復興対策本部) 「円高への総合的対応策」(H23.10.21閣議決定)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本年7月末に終了した住宅エコポイント(環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対し、多様な商品・サービスに交換可能なポイントを発行する制度)を再開し、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	住宅エコポイントは、エコ住宅の新築(省エネ法のトップランナー基準相当の住宅(木造の場合は省エネ基準を満たす住宅))やエコリフォーム(窓、外壁、天井等の断熱改修)を実施した場合にポイントが発行される制度。なお、エコリフォームに併せてバリアフリー改修工事、省エネ性能の優れた住宅設備、リフォーム瑕疵保険の加入、耐震改修を実施した場合にもポイントが加算される。 なお、今回の再開にあたっては従来の制度を変更し、被災地活性化のための以下の措置を実施。 ・被災地のポイントをその他地域の倍にする。 ・発行されるポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換する。 エコ住宅の新築:被災地域30万ポイント/件 エコリフォーム:上限30万ポイント/件 (耐震改修工事:別途15万ポイント/件加算) ※1ポイント=1円相当					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	-	-	72,300	72,300	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
	エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11基準)達成率	%	-	100	住宅エコポイントの申請受付戸数、エコポイント発行戸数・点数	※住宅エコポイントの申請開始時期は調整中であり、期限は平成26年度まで設定される。
単位当たりコスト	エコ住宅の新築 被災地:30万P/戸、その他地域:15万P/戸 エコリフォーム:2千~30万P/戸(耐震改修を行う場合15万P別途加算) ※1ポイント=1円相当			算出根拠	エコ住宅の新築は、被災地は30万P/戸、その他地域は15万P/戸が発行される。(太陽熱利用システムを設置する場合、2万Pを加算) エコリフォームは工事内容に応じて30万P上限でポイントが発行され、耐震改修工事を行う場合は、15万P別途加算。	
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			「復興への提言」における「第4章 開かれた復興」の「(2)経済社会の再生」や「(5)災害に強い国づくり」といった項目と整合がとられている。 また、「東日本大震災からの復興基本方針」における5.復興施策(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進 ⑤今後の災害への備え といった項目と整合がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			東日本大震災の被災地においては莫大な数の住宅・建築物が被害を受けており、これらの再建等にあたっては、エコ住宅の新築、エコリフォームを推進することが必要である。なお、今回の再開にあたっては、住宅の省エネ化等も推進しつつ、被災地復興に寄与する制度設計となっている。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			平成23年7月に終了した住宅エコポイント制度においては、省エネ住宅の普及に大きな効果があったものと考えられるほか、窓の改修等により住宅ストックの省エネ性能の向上にも貢献していると考えられる。本事業は、震災からの復興とともに更に住宅の省エネ化を推進し、地球温暖化対策にも資する効果的な事業である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			エコ住宅の新築及びエコリフォームに対するエコポイントへの国費投入により、被災地の復興支援に資するとともに、省エネ住宅の新築・リフォームの普及が図られる。また本事業に関する専門の事務局を設け、申請手続きの処理を含め、事業を効率的に実施することとしている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			震災復興と住宅の省エネ化を早急に進めるため国が率先して進める必要がある。また、事業実施者である基金設置法人及び事務局については民間から公募を行うこととしており、役割分担は明確である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			本事業では、住宅の省エネ化の更なる推進を目的として上げており、2020年までの新築住宅における段階的な省エネ基準の適合義務化に資するほか、今後対策が求められる家庭部門における温室効果ガス排出削減に関連する施策と整合的で、計画的に実施されるものとなっている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			本事業については、これまでの取組を通じ、事務局にて申請手続きを含めて事務作業を一元的・効率的に行うなど、事務手続き等の方法が確立しており、事業の迅速な着手・執行が可能である。なお、これまでもポイントの申請・発行状況を毎月公表しており、事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっている。			

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。